Title	<論説>アメリカにおける所得の階層別分布
Author(s)	大野, 吉輝
Editor(s)	
Citation	大阪府立大學經濟研究. 1967, 47, p.148-118
Issue Date	1967-04-01
URL	http://hdl.handle.net/10466/1547
Rights	

アメリカにおける所得の階層別分布

大 野 吉 輝

1

ことでいう所得の「階層別分布」(size-distribution)とは、すべての「所得受領単位」(income recipient unit)について所得の高い順になん段階かの区分をおこなったとき、それぞれの階層に帰属する所得の総所得に対する割合を意味するものであって、いわゆる所得の個人的分配の一種である。アメリカにおけるこの種の分配の動向とその諸原因とにかんする一連の実証分析にとっていわば出発点としての地位を占めているのは、S. Kuzentsの労作 Shares of Upper Income Groups in Income and Savings である。この研究が一つの契機となって、その後かなり多くの実証分析がおこなわれてきた。それらは、関係諸概念や分析方法を異にしているが、いずれもアメリカにおける「相対的所得格差」(relative income differences)の縮小傾向を指摘している。本稿では、それらの研究にもとづいて、アメリカにおける階層別所得分配の平等化傾向、その原因、それをめぐる諸問題、およびそれの今後の動向について考えてみたい。

⁽¹⁾ S. Kuznets, Shares of Upper Income Groups in Income and Savings, National Bureau of Economic Research, 1953. なお, この種の研究にかんする先駆的な文献としては, M. Copeland, "Social and Economic Determinants of the Distribution of Income in the United States," American Economic Review, March 1947, pp. 56-75 があげられる。ただし、階層別所得分布の統計的計測のみを目的とした研究はもっと以前にまでさかのぼる。たとえば Conference on Income and Wealth はすでに1939年からこの計測にとりくんでいる。

ひとくちに階層別所得分布といっても、関係諸概念の定義のいかんによっていろいろの種類の所得分布が考えられる。まず分配される所得についてみると、国民所得、個人所得、可処分個人所得などいくつかの基本的な所得概念が区別されていることはよく知られているとおりである。のみならず、じっさいに統計的計測をおこなうにあたっては、そのほかに多少とも内容を異にする種々な所得を区別することができる。また所得の「受領単位」(recipient unit) についてみても、子供その他の扶養家族をも独立の単位とする1人当り所得、独身者をもふくむ1世帯当り所得などいくつかの異なった単位が考えられる。

それらの関係諸概念のいかんによって,所得分配の内容が異なったものとなることは明白である。たとえば法人企業の留保利潤や法人税は,個人所得の分配を問題にするばあいには無視され,国民所得の分配を問題にするばあいにはなんらかの基準にもとづいて個々人に帰属させられる。また各種の移転支払は,国民所得から除外され,個人所得にはふくめられる。さらにまた可処分個人所得の分配については,租税の再分配効果が一つの重要な考慮事項となる。

このようなわけで、階層別得所分布の実証分析にあたっては、まず関係諸概念を定義することが必要であるが、Kuznets の分析にあっては "economic income" と名づけられている所得が中心概念となっている。ここでいう economic income とは、「被用者報酬」(employee compensation)、個人業主所得、配当、利子、および賃貸料を合計したものである。これら五つのタイプの所得はいずれも当期の生産的用役にたいする報酬であるから、 economic income は「当期の生産物」(current product) に対応する所得であるといえる。ただし、利子所得には当期の生産と直接には関係のないものもふくまれているから、その対応関係は決して厳密なものではない。 Kuzenets がこのような所

四上

得概念を中心にすえたのは、たとえばキャピタル・ゲインのように当期の生産と無関係な所得を除外して、もっぱら当期の生産から発生した所得の分配関係をとらえるためである。

Kuznets はこの economic income を基礎として、次の三種類の所得を区別している。すなわち、basic variant, economic income variant, および disposable income variant がそれである。basic variant は所得税申告書から直接に算出されるいわばなまの所得である。ただし、キャピタル・ゲインは前述の理由で除外されており、また各種の所得控除も算入されていない。この basic variant に持家の帰属賃貸料や所得控除を加算するなど、 ぜんぶで五つの修正を加えたものが economic income variant である。さらに、これに資産の売却による純利得を加え、連邦所得税を差し引くと disposable income variant が得られる。なお、ここでいう disposable income はふつうの意味での可処分所得と異なる。連邦所得税以外の租税や贈与などが考慮されていないからである。

所得の受領単位については、Kuznets は「1人当りベース」(percapita base)を採用している。世帯ベースを採用しない主な理由は次の三つである。第1に、租税申告書と所得稼得者との数が一致しない。一つの申告書に2人以上の所得稼得者がふくまれるばあいがあるからである。第2に、ひとくちに所得稼得者といっても、その中にはごく小額の財産所得のみを稼得している人がかなり多くふくまれているし、またふつうにはかなりの所得を稼得しているにもかかわらずたまたま失業している人がどの年をとってみても少なからず存在するから、所得稼得者という単位はさほど有用なものではない。第3に、所得申告書の数と世帯の数とは一致しない。一つの世帯が二つ以上の申告書を提出することがあるし、また一つの申告書に二つ以上の世帯がふくまれることもあるからである。

以上のような道具立による分析の主な結果は次のとおりである。ま

ず高所得階層の相対的分け前についてみると、1913—38年において総人口のトップ 1 % および 5 % が取得した economic income の割合はそれぞれ15% および30% であった。また basic income の割合はそれよりもやや低く、13% および25%となっている。それらの所得を構成する種々なタイプの所得のうちで高所得階層によって取得される割合がもっとも大きいのは配当所得である。1913—38年間においてトップ 1 % および 5 % が取得した配当の割合は65% および77% であった。これにたいしてその割合がもっとも低いのは被用者報酬であって、トップ 1 %では6.5 %、トップ 5 % では17%となっている。

1人当り所得の絶対額についてみると、トップ 1%の economic income の最低水準は1929年4、200ドル、1933年2、100ドル、1946年5、600ドルである。またトップ 5%では、それぞれ2、000ドル、1、250ドル、および 2、300ドルとなっている。このように 1人当り所得の最低水準は予想外に低く、たとえば1933年についてみると、3人家族で年間6、300ドルの所得があればトップ 1%の階層にぞくすることになる。

トップ・グループの相対的分け前の長期的動向をみると、1919—38年間においてはほとんど変化していないが、1940年代には入るとかなり大幅な低下を示している。まず basic variant についてみると、1919—39年の期間におけるトップ 5 %の 5 年間ごとの平均値は23.6%、25.5%、25.7%、23.9%であるのにたいして、1939—1944年間においては、23.7%から16.8%へと約 7 %も低下している。またトップ 1 %の分け前も1939—40年の12%から 1947—48 年の8.5%へとかなり大きい割合で低下している。economic income と disposable income とについてはいっそう顕著な低下の傾向がみとめられる。すなわち、1939—46年間において、トップ 1 %と 5 %の economic income はそれぞれ13.3%から9.7%、28.1%から20.2%へと低下しており、また disposable income の割合は12.3%から7.8%、27.1%から17.9%へと低下している。

四四

高所得階層の相対的分け前のそうした低下は、Kuznets によれば主として次の五つの要因に起因している。

- (1) 失業の減少。
- (2) 低所得階層の所得の顕著な増加。
- (3) 利子率の低下。
- (4) 所得税の累進度の強化。
- (5) 高所得階層の貯蓄・投資慣習の変化。

ここでいう貯蓄・投資慣習の変化とは、危険負担の大きい事業への投資をさけるような投資態度をとるようになった、ということを意味する。よく知られているとおりそのような事業への投資は、損失の危険 (2) が大きい反面において、しばしば巨額の利潤をもたらすのである。

3

Kuznets の計数を利用してアメリカにおける階層別所得分布の平等 (3) 化傾向を要領よく説明したものとして、Moore の研究があげられる。 この節では、Moore の計数にもとづいて所得格差の縮小傾向をもう少し立ち入ってみてみよう。

まず階層別の1人当り平均所得の動きをみると、1913—48年間において、トップ1%の1人当り economic income は5,700ドルから12,5 00ドルへと増加し、低いほうの99%のそれは300ドルから1,300ドルへと増加している。増加の絶対額はトップ1%のほうが大きいのにたいして、その率は低いほうの99%のほうが大きい。その結果、トップ1%の平均所得の低いほうの99%の平均所得にたいする比率は1939年の約20倍から1948年の約10倍へと半減している。のみならず、Moore によればこの期間においては消費者物価が2倍以上に上昇したため、トップ1%の実質所得はむしろ低下している。

⁽²⁾ 以上に要約した Kuznets の分析については, S. Kuznets, op. cit., pp. xxxii-xxxix および p. 36 参照。

ところで、そうした相対的所得格差の縮小は1913—48年の期間において一様に進行したわけではない。1920—29年間においては、トップ1%の economic income は32%増加したのにたいして、低いほうの99%のそれはわずか1%増加したにすぎないから、この期間においては格差はむしろ拡大している。ただし、消費者物価の15%の下落を考慮すれば、実質的には低いほうの99%の所得も10%以上増加したことになる。

これ以外の時期においては一様に格差の縮小がみられるが、その度合はむろん時期によって異なる。その度合がもっとも大きかったのは第2次大戦に対応する1939—48年間であって、1人当り所得はトップ1%では78%増加したのにたいして、低いほうの99%では174%も増加した。また1929—39年のいわゆる大不況に対応する期間においては、トップ1%の1人当り所得は39%も下落したのにたいして、低いほうの99%では18%の下落にとどまった。この時期においては、低いほうの99%の下落率のほうが小さいという消極的な径路をつうじて格差の縮小が生じたわけである。

1人当り所得の変化率のそうした大小関係は、その当然の結果として、トップ・グループの相対的分け前を低下せるはずである。じっさい、トップ 1%の分け前は1913年の 16.2%から1948年の 9.0%へと低下しているのである。この傾向がとくに顕著にみられるのは1930年代以後においてである。トップ 5%の分け前についても同様のことがいえる。1913—48年間において、トップ 1%の相対的分け前とトップ 5%のそれとが相互に反対方向に変化したのは1929—32年間だけである。この期間においては、トップ 1%の相対的分け前は大幅に低下したのにたいして、トップ 5%のそれはわずかながらも上昇した。トップ 2~5%における上昇がトップ 1%の低下を上まわったわけである。

4

Kuznets = Moore の分析は 1 人当り所得を基準にしているが,これにたいして Goldsmith, Jaszi, Kaitz, および Liebenberg は世帯を所得受領単位としている。この単位によれば,トップ 5 %の economic income は1929年の 30.0%から1948年の20.5%へと低下している。これに対応する Kuznets の計数はそれぞれ32.2%,19.4%となっている。このように,両者はともに低下しているが,その度合は Kuznets のばあいのほうが大きい。同じく economic income の分配を問題にし,しかも連邦所得税申告書という共通の資料を利用しながらも,このような差異が生じたのは何故であろうか。

その主な理由としては次の二つの点があげられる。第1に、高位の階層の1世帯当り家族数は全世帯の平均よりも多く、しかもその差は長期的に増大している。たとえばトップ20%の階層の1世帯当り家族数と全世帯の平均との差は1935—36年の0.1から1949年の0.32へと増大している。このことは、Kuznetsのトップ5%の人口にふくまれる世帯の総世帯にたいする比率は5%よりも低く、しかもその差は1935—36年から1949年にかけて増大した、ということを意味する。

第2に、Kuznets は高所得階層の過少申告を無視しているのにたいして、Goldsmith、Jaszi、Kaitz および Liebenberg はそれを考慮して申告書の所得を補整している。したがって、もし過小申告の度合が長期的に高まるならば、Kuznets の計数のほうがより大きい割合で低下

⁽³⁾ G. H. Moore, "Secular Changes in the Distribution of Income", American Economic Review, May 1952, pp. 527-44.

⁽⁴⁾ S. Goldsmith, G. Jaszi, H. Kaitz, and M. Liebenberg, "Size Distribution of Income since the Mid-thirties", Review of Economics and Statistics, February 1954. pp. 1-32.

⁽⁵⁾ S. Goldsmith, "Change in the Size Distribution of Income", American Economic Review, May 1957, p. 506 参照。

することになるわけである。じっさいその度合は,所得税の累進度の (6) 強化につれて高まっている。

すでに第2節で指摘しておいたように階層別所得分布の動向は分配されるべき所得の種類によっても異なる。これまで主としてとりあげてきた economic income は課税前の個人所得に対応するものであるが、国民所得や可処分個人所得の階層別分布についてはどのような動きがみられるであろうか。

国民所得が個人所得と異なるのは、法人税、留保利潤、雇主の社会保険料負担分など、個人に支払われない所得をふくみ、社会保障給付や公債利子など、個人によって取得されるが当期の生産とは無関係な各種の移転所得をふくまない、という点にある。したがって、個人所得の分配は法人企業の配当政策、法人税の税率、社会保障制度などの影響をうけるのにたいして、国民所得の分配はそれらの影響を直接にはうけない。ただし法人税は、もし転嫁されるならば、生産水準が変化するから、国民所得の分配にたいしても直接的な影響をあたえるかもしれない。

国民所得の階層別分布を計測するためには、留保利潤と法人税とをなんらかの基準にもとづいて個々人に配分する必要がある。 Goldsmith, Jaszi, Kaitz, および Liebenberg はその基準として、配当所得の階層別分布を利用している。すなわち、総世帯のトップ 5%とそれ以下の95%とのそれぞれが取得した配当の割合に比例配分しているので (7) ある。

この配分方式にもとづく推計によれば、国民所得の階層別分布の動きと個人所得のそれとのあいだに次の二つの相違点がみとめられる。 第1に、1929年から1935—36年にかけての期間においては、国民所得に占めるトップ5%の相対的分け前は個人所得のばあいよりも大きい

四四

⁽⁶⁾ これら二つの理由については、S. Goldsmith, G. Jaszi, H. Kaitz, and M. Liebenberg, op. cit., p. 18 参照。

⁽⁷⁾ S. Goldsmith, G. Jaszi, H. Kaitz, and M. Liebenberg, op. cit., p. 20.

割合で低下している。その主因としては、法人利潤のうち個人に分配されない部分がこの不況の期間に急激に減少した、ということがあげられる。第2に、1929—50年の期間全体についてみると、トップ5%の国民所得にたいする分け前の低下率は個人所得にたいする分け前の低下率よりもはるかに小さい。これは、とくに1935—36年から1950年にかけての期間において顕著であって、この期間においては、トップ5%の相対的分け前はほとんど変化していない。その主な理由は、第1のばあいとは逆に、法人税、留保利潤など個人に分配されない利潤部分が1935—36年以後において大幅に増加したという点に求められる。(8)なお、この増加は主として法人税率の引上げによるものとみられる。

このほか、国民所得から除外される移転支払のウェートが高まったことも、国民所得にたいする分け前がより小さい割合で低下した原因の一つとしてあげられる。たとえば個人所得に占める移転支払の割合は1929年の1.7%から、1950年の6.7%へと上昇している。各種の社会保障給付を中心とする移転支払はどちらかといえば比較的低位の階層に有利な分配効果をともなうから、そうしたウェートの上昇は高位の階層の相対的分け前を低下させる方向に作用するわけである。

このように、個人に配分されない法人利潤を個々人に帰属させるとトップ・グループの相対的分け前の低下率が小さくなることは、すでに Kuznets によっても確認されている。ただし、その減退の度合は Goldsmith のばあいに比べて小さいが、これは利潤の取り扱い方に起因している。すなわち、前者は留保利潤のみをとりあげているのにたいして、後者はそのほかに法人税や在庫評価調整をも問題にしている。なお、国民所得にたいする分け前のほうをより大きい割合で低下さ

⁽⁸⁾ 以上の点については, S. Goldsmith, G. Jaszi, H. Kaitz, and M. Liebenberg, op. cit., p. 20; S. Goldsmith, op. cit., pp. 516–18 参照。

⁽⁹⁾ S. Goldsmith, G. Jaszi, H. Kaitz, and M. Liebenberg, op. cit., p. 16 参照。

⁽¹⁰⁾ S. Kuznets, op. cit., p. 36.

せる方向に作用する要因も存在しないわけではない。たとえば被用者および雇主の双方が支払う社会保険料は国民所得にはふくめられるが、個人所得からは除外され、また公債利子は個人所得にはふくめられるが国民所得からは除外される。前者は主として中位・低位の階層に帰属し、後者は主として高位の階層によって取得されるから、それらを国民所得に算入したり、除外したりすることは、いずれも国民所得にたいする高所得階層の相対的分け前を低下させる効果をもつことにな(11) る。

最後に,個人所得から連邦所得税を差し引いたものとしての可処分個人所得の階層別分布の動きをみてみよう。Kuznets の計数によれば,総人口のトップ 5 %の可処分個人所得にたいする相対的分け前は,1929年の33.8%から1946年の17.7%へと大幅に低下している。これに対応する economic income variant の比率は,それぞれ32.2%,20.0% (12) であるから,前者の低下率のほうが大きい。

1世帯当り所得を基準とする Goldsmith の計数についても同様のことがいえる。総世帯のトップ 5 %の可処分個人所得にたいする分け前は,1929年の29.5%から1952年の18.2%へと低下し,これに対応する課税前の個人所得にたいする比率は30.0%,20.5%となっている。このように,課税前と課税後とを比べると,後者のほうがより大きい低下率を示しているが,その主因はむろん租税の再分配効果である。

5

以上にみてきたように,アメリカにおける階層別所得分布は,関係 諸概念のいかんによって程度の差があるとはいえ,平等化の傾向を示

⁽¹¹⁾ E. F. Denison, "IncomeTypes and the Size Distribution", American Economic Review, May 1954, p. 269 参照。

⁽¹²⁾ S. Kuznets, op. cit., pp. 635-7 参照。なお, これらの計数は第 2 節であげたのといくぶん異なっている。

⁽¹³⁾ S. Goldsmith, op. cit., p. 506.

している。従来の実証分析に登場している平等化の主な説明要因とし (14) ては次の九つの要因があげられる。

- (1) 生産要素の相対価格および供給量の変化に起因する所得の機能的分配の変化。
 - (2) 租税による財産所有の不均等の軽減。
- (3) 租税,フィスカル・ポリシー,および社会保障制度による可処分個人所得の変化。
 - (4) 完全就業者の割合の増加。
- (5) 所得が比較的高い職業のウエートが高まり、しかもその種の所得の格差が縮小したこと。
 - (6) 同一職業内および職業間における賃金および俸給の格差縮小。
 - (7) 一世帯当り就業者の増加。
 - (8) 農家所得が平均以上の割合で増加したこと。
- (9) 職業間,地域間,および都市・地方間における労働力の「可動性」(mobility)の増加。

以下では、これらの諸要因を機能的分配、産業・就業構造、および 財政収支の三種類に大別し、それぞれが平等化のうえでどのような役 割をはたしたか、また今後どのように変化するか、を検討してみたい とおもう。この節では、まず機能的分配の変化という要因をとりあげ ることにしよう。なお、平等化要因の今後の動向については、第9節 で述べる。

よく知られているとおり、所得の個人的分配と機能的分配とは密接に関連しているから、後者の変化が階層別所得分布になんらかの影響をあたえることは明白である。その影響の仕方は次の二つに大別されうる。第1は、いわゆる「分配率」(relative shares) の変化であり、第

⁽¹⁴⁾ T. R. Atkinson, "Some Frontiers of Size-Distribution Research", in An Appraisal of the 1950 Census Income Data, National Bureau of Economic Research, 1958, pp. 35-6 参照。

2は、各種要素所得の階層別分布の変化である。

最初に、分配率の変化が階層別所得分布にあたえた影響をみてみよう。Goldsmith、Jaszi、Kaitz、および Liebenberg の計数によれば、個人所得に占める被用者報酬—広義の労働所得—の割合は、1929年の59.4%から1950年の63.9%へと上昇しており、一方財産所得(配当+利子+賃貸料)の割合は22.3%から12.3%へと大幅に低下している。これら二つのタイプの要素所得のうち、被用者報酬は比較的低位の階層の所得において圧倒的に大きい割合を占めており、財産所得は高位の階層の所得において比較的高いウェートを占めている。たとえば、Moore の計数によれば、トップ1%の所得に占める財産所得の割合は1929年52.4%、1948年32.0%であり、低いほうの93%の所得に占める被用者報酬の割合は1929年74.2%、1948年77.7%である。したがって、被用者報酬の分配率の上昇および財産所得の分配率の低下は、他の条件が同じならば、いずれも高所得階層の相対的分け前を低下させることになる。

次に、種々なタイプの所得の階層別分布がどのように変化したかをみてみよう。1929—48年間における各種所得の階層別増加率を比べると、被用者報酬、個人業主所得、および財産所得の増加率は、トップ1%ではそれぞれ42%、117%およびマイナス26%、低いほうの93%では154%、152%、および44%となっている。このように、どのタイプの所得をとってみても低いほうの93%の増加率がトップ1%のそれを上まわっているのであるが、こうした動きがトップ・グループの相対的分け前を低下させる効果をもつことは明白である。なお、上に述べ

一三七

⁽¹⁵⁾ S. Goldsmith, G. Jaszi, H. Kaitz, and M. Liebenberg, op. cit., p. 16. なお, その他のタイプの所得についてみると, 個人業主所得の割合は1929年16.6%, 1950年17.1%, 移転支払の割合は1929年1.7%, 1950年6.7%となっている。

⁽¹⁶⁾ G. H. Moore, op. cit., p. 534, 第2表より計算。

⁽¹⁷⁾ G. H. Moore, op. cit., p. 534.

た二種類の平等化要因のうち第2の要因のほうがより強力であったとみられる。

分配率の長期的動向については、必ずしも意見の一致をみていないが、これは関係諸概念のいかんによるところが大きい。たとえば被用者報酬の分配率は、個人所得を分母にとるときは国民所得を分母にとるときよりも大きい割合で上昇し、また民間の法人企業部門のみを問題にするばあいには比較的安定している、ということが指摘されてい(19) る。

前述した分配率の変化は生産要素の相的価格および結合比率の動きと密接に関連している。たとえば Kravis の計数によれば,1900—09年から1949—57年にかけての期間において,労働にたいする資本の相対価格は約3分の1に下落し,資本・労働比率は約2倍に増大してい(20)る。前者の下落率が後者の増加率を上まわるならば,労働所得の分配率が上昇することは明白である。

またさきの第2の平等化要因のうち、高所得階層が取得する財産所得の割合が低下したことについては、財産所有の不均等の軽減がその原因の一つとしてあげられる。Lampman によれば、20才以上の大人のトップ1%によって所有される財産の割合は1922年の31.6%から1953年の23.6%へと低下している。また総人口のトップ2分の1%および総世帯のトップ2%についてみても、それぞれ29.8%から22.7%、33.0%から29.0%へと低下している。このようにトップ・グループが

⁽¹⁸⁾ この点については S. Kuznets, op. cit.,ch. 3 参照。

⁽¹⁹⁾ E. F. Denison, op. cit., p. 257; G. Garvy, "Functional and Size Distribution of Income and Their Meaning", American Economic Review, May 1954, pp. 238-39 参照。

⁽²⁰⁾ I. B. Kravis, "Relative Income Shares in Fact and Theory," American Economic Review, December 1959, p. 938.

⁽²¹⁾ R. J. Lampman, "Changes in the Share of Wealth Held by Top Wealth-Holders, 1922–1956", Review of Economics and Statistics, November 1959, p. 391.

所有する財産の割合は、単位のとりかたによって度合を異にしてはいるが、長期的に低下の傾向を示しているのである。ただし、財産のうちでも株と政府発行の州・地方債とは例外であって、たとえば大人のトップ1%が所有する株式の割合は1922年の61.5%から1953年の76.0%へと高まっている。

6

この節では産業・就業構造の変化の分配効果を検討しよう。産業構造の変化として第1にあげられるのは、農業部門のウェートの低下である。Goldsmith、Jaszi、Kaitz. および Liebenberg によれば、農家は1935—36年の670万から1947年の590万へと12.3%減少している。一方、非農家は2、370万から3、100万へと31.3%増加しているから、総世帯に占める農家の割合はこの期間に大幅に減少したことになる。ところで、農家の平均所得は非農家のそれよりもかなり低いから、そうした農家の比重の低下は経済全体としての所得格差を縮小させる効果をもつ。なお、1935—36年における農家の平均所得 951 ドルは非農家の平均所得 2、020 ドルの 2 分の 1 以下である。

農家と非農家とのあいだの所得格差はその後縮小の傾向を示しており、これもまた平等化要因の一つとみなされている。1935—36年から1947年にかけての期間において、農家の平均所得は951ドルから3、511ドルへと269%も増加したのにたいして、非農家の平均所得は2、020ドルから4、775ドルへと136%増加したにすぎない。それでもなおかなりの格差が残存しており、1947年において、非農家の平均所得にたいする農家の平均所得の比率は約74%であり、また2、000ドル以下の低所得階層にぞくする世帯の割合を比べてみると、非農家の14%にたいして農家では36%にたっしている。

一三五

⁽²²⁾ R. J. Lampman, op. cit., p. 389.

⁽²³⁾ 以上の点については, S. Goldsmith, G. Jaszi, H. Kaitz, and M. Liebenberg, op. cit., p. 12. 参照。

産業構造の変化にぞくする説明要因として第2にあげられるのは、政府部門のウエートの上昇である。政府部門のウエートの変化も広い意味での産業構造の変化とみてよいであろう。 Moore によれば、政府部門の被用者の総就業人口にたいする比率は、1929年の7%から1948年の12%へと上昇し、また政府部門の被用者報酬が総個人所得に占める割合は、1929年の6%から1948年の9%へと上昇している。ところで、Moore の見方によれば、政府部門の被用者のあいだにおける所得格差は民間のそれよりも小さいから、そうした政府部門のウエートの上昇は経済全体としての所得格差を縮小させる結果になる。政府部門の被用者の割合が高まるならば、低位および高位の階層にくらべて(25)中間層が相対的に増大することになるのである。

就業構造の変化は種々な径路をつうじて所得分配の平等化要因として作用するが、まず第1にあげられるのは、1世帯当り就業者の変化である。Lampmanによれば、夫婦共稼ぎの世帯の割合は1940年の15%から1952年の25%へと増加しており、また非農家のうち被用者が2人以上の世帯の割合は1939年の28%から1947年の37%へと増加している。こうした1世帯当り就業者の増加は、もしすべての階層において一様に生じるならば、相対的所得格差に格別の影響をあたえるものではない。しかし、実際には、その増加は中位の階層に集中しているから、これもまた高位の階層の相対的分け前を低下させる方向に作用する。

⁽²⁴⁾ これらの点については、S. Goldsmith、G. Jaszi、H. Kaitz、および M. Liebenberg、op. cit., pp. 11–12 参照。なお、この種の平等化要因については、H. P. Miller、"Factors Related to Recent Changes in Income Distribution in the United States"、Review of Economics and Statistics、August 1951; G. Garvy、op. cit., p. 242; E. F. Denison、op. cit., p. 267; G. H. Moore、op. cit., p. 540 などを参照されたい。

⁽²⁵⁾ G. H. Moore, op. cit., p. 543;E. F. Denison, op. cit., p. 267 参照。

⁽²⁶⁾ R. J. Lampman, "Recent Changes in Income Inequality Reconsidered", American Economic Review, June 1954, pp. 255-58; H. P. Miller, op. cit., pp. 215-16 参照。

ただし、この径路をつうじての格差縮小は、実質的にみると、平等化とは必ずしもいえない。共稼ぎをはじめた主婦はそれまで自分で作っていたものを購入するための貨幣の稼得を目的として被用者となった、(27)という見方もできるからである。

就業構造に関連のある平等化要因として次にあげられるのは、被用者報酬の内部における格差の縮小である。広義の労働所得である被用者報酬の内部にかなり大きい格差が存在することは明白な事実であるが、この格差がとくに1939年以後の期間において顕著に縮小しているのである。前節で述べたように比較的低位の階層の1人当り被用者報酬はトップ・グループのそれよりもはるかに大きい割合で増加しているが、これは、同じ被用者報酬でも比較的低いレベルの報酬がより大(29)

そうした労働所得の格差縮小については、種々な原因をあげることができる。たとえば前節で列挙した九つの平等化要因のうち、(4)、(5) (6)、および(9)の四つは、いずれも労働の報酬率の格差縮小に関連のある要因とみてよい。が、それらのうちでもっとも基本的なものは失業者および不完全就業者の減少であるといえよう。 Miller によれば、1939年には800万強の人々が失業していたし、またそれ以上の人々が不完全就業の状態にあったのにたいして、1947年にはほとんど完全雇

⁽²⁷⁾ R. J. Lampman, op. cit., p. 258 参照。 Lampman によれば、被用者の増加につれて「市場生産」(market production) の比重が高まるならば、名目所得の分配が平等化したからといって、実質所得ないし消費能力の分配もそれに比例して平等化したということにはならない。いいかえれば、前者の平等化は後者のそれを過大に見せかける傾向がある。

⁽²⁸⁾ この要因については, G. H. Moore, op. cit.,p. 540; H. P. Miller, op. cit., p. 214–15 参照。

⁽²⁹⁾ この点の詳細については、F. Meyers, "Notes on Changes in the Distribution of Manufacturing Wage Earners by Straight-time Hourly Earnings, 1941–48," Review of Economics and Statistics, November 1950, pp. 352–55; S. Lebergott, "Wage Structure", Review of Economics and Statistics, November 1947, pp. 283–84 などを参照されたい。

用に近い雇用水準にたっしていた。前述した労働力の可動性の増加や 比較的高い報酬が得られる職業のウエート上昇などの要因は、そうし た失業者および潜在的失業者の大幅な減少によるところが大きい、と 考えられる。

なお、労働力の可動性の増加という点でとくに重視されているのは、農業から非農業への、あるいは農村から都市への労働力の移動である。そして、その中心をなすものは、最低の階層にぞくする南部のニグロの世帯である。ところで、都市に移動した貧農の世帯は以前より高い所得一全世帯の平均に近い一を稼得するのが通例であるから、そうした労働力の移動は所得格差の縮小をもたらすことになる。ただし、この点については、正反対の見方もある。すなわち、Copelandによれば、労働力の都市への移動はむしろ不平等を拡大する効果をもつ。都市における所得格差は農村のそれよりも大きいから、都市人口の比重が高まると全体としての所得格差は拡大する、というのである。このように農村から都市への労働力の移動という要因は、所得の階層的分布にたいして相互に反対方向に作用する二つの側面をもっているので(33)ある。

7

政府財政は歳出,歳入の両面をつうじて所得分配に多種多様な影響 をあたえるが,まず歳出面でとくに重視されているのは社会保障制度 の発達による移転支払の増加である。個人所得に占める移転支払の割

⁽³⁰⁾ H. P. Miller, op. cit., p. 215.

⁽³¹⁾ H. P. Miller, op. cit., p. 217 参照。

⁽³²⁾ M. A. Copeland, op. cit., p. 61.

⁽³³⁾ この種の問題をいっそう立ち入って分析した文献としては、S. Kuznets, "Economic Growth and Income Inequality", *American Economic Review*, March 1955, pp. 1–28, reprinted in *Economic Growth and Structure*, 1965, pp. 257–87, があげられる。

合が1929年から1950年にかけて顕著に上昇したことは、すでに第4節で述べたとおりである。ところで、移転支払の中心をなす社会保障給付の階層別分布をみると、それの割合は所得水準の上昇につれて急激に低下しているから、移転支出のウェートが高まると、個人所得の階層別分布における格差は縮小することになるのである。

ただし、そうした移転支出の増加は、他面において、統計的に計測される所得格差をむしろ拡大する方向にも作用する。社会保障制度の発達によって移転支払のレベルが高まれば、それまで近親の世帯にぞくしていた退職者や身体障害者が独立の世帯をもつようになるからである。このばあい、移転支払の給付をうける当事者や近親者の生活はふつうには改善されるわけであるが、これと同時に比較的低位の階層にぞくする世帯のウエートも高まることになるのである。その意味において、移転支払の増加の再分配効果を世帯を単位とする階層別所得(35)分布の統計によって十分に評価することはできない。

歳入面の平等化要因の効果を検討するにあたっては、課税前の所得分配にたいするものと、課税後の所得分配にたいするものとをまず区別する必要がある。最初に後者をとりあげよう。ひとくちに租税といってもそれには多くの種類があるが、従来の実証分析においてとくに重視されているのは連邦所得税である。この租税は累進的であるから、個々の年次についてみれば、それの課税によって所得格差が多少とも縮小することは明白である。しかし、われわれの当面の問題にとって重要なのは、そのような個々の年次における再分配効果ではなく、そ

⁽³⁴⁾ W. I. Gillespie, "Effect of Public Expenditures on the Distribution of Income", in *Essays in Fiscal Federalism*, ed. by R. A. Musgrave, 1965, pp. 137–52 参照。

⁽³⁵⁾ G. Garvy, op. cit., p. 248; E. F. Denison, op. cit., p. 269 参照。

⁽³⁶⁾ この効果については,たとえば J. A. Pechman, "Distribution of Income Before and After Federal Income Tax, 1941 and 1947", in *Studies in Income and Wealth*, Vol. 13, National Bureau of Economic Research 1951, pp. 186–200 を参照されたい。

の効果の強さの長期的推移である。なおこれについては、税制のひん ぱんな変更のため、比較年次のとりかたによって異なった結果がみち びかれる、という点に留意すべきである。

Moore の計数によれば、連邦所得税の実効税率はトップ 1% の階層では1929年の8.5%から1948年の31%へと上昇し、低いほうの93%では同じ期間に0%から5%へと上昇している。これら二つの年次の再分配効果を比べると、1948年のほうが強いといえる。しかし、その差はさほど大きいものではない。Moore によれば、トップ 1%が取得した税引き所得(basic variant)の割合は、1929年の13.6%から1948年の6.2%へと7.4%下落しているが、そのうち増税の直接的効果に起因するとみられる部分は5%の1程度にすぎない。なお、課税前の所得にたいする分け前は、1929年の14.7%から1948年の8.4%へと6.3%下るいる。

また Goldsmith, Jaszi, Kaitz, および Liebenberg によれば、連邦所得税の課税によるローレンツ曲線一課税前の一と対角線とのあいだの面積の縮小率は、1941年の4.5%から1950年の6.%へと増大している。このほか、Pechman も1941年と1947年の連邦所得税の再分配効果を同様の方法で比較し、1947年における平等化効果のほうがわずかながらも強かった、と述べている。なお、そうした租税の再分配効果は、租税の累進構造のみならず課税前の所得の水準にも依存する。いいかえれば、租税構造ないし税率表が同一であっても、課税前の所得水準が変化するならば、それの再分配効果は異なったものとなるので(40) ある。

以上は連邦所得税の再分配効果についての説明であるが、租税全体

⁽³⁷⁾ これらの点については, G. H. Moore, op. cit., p. 542 参照。

⁽³⁸⁾ S. Goldsmith, G. Jaszi, H. Kaitz, and M. Liebenberg, op. cit., p. 23.

⁽³⁹⁾ J. A. Pechman, op. cit., pp. 193-200.

⁽⁴⁰⁾ この点については, S. Goldsmith, G. Jaszi, H. Kaitz, and M. Liebenberg, op. cit., pp. 25-6 を参照されたい。

についてみると、それの再分配効果は著しく減退する。個人所得税以外の租税の多くは逆進的あるいは比例的であり、また累進的なばあいでもその度合は小さいからである。そのため階層別の租税負担率ないし実効税率は一様な累進性を示すことなく、U字型となったり、あるいは逆進から累進をへて再び逆進に転じたりする。しかも、そうした総租税負担の階層別分布は、Adler や Tucker によれば、長期的にほとんど変化していない。すなわち、Tucker は、租税全体としての再分配効果は1935年、1941年、および1948年の三つの年においてほとんど同じであった、と述べているし、また Adler は、1938—39年と1946—47年とについて総租税負担の階層別分布を比較し、租税構造—とりわけ連邦税—の大幅な変更にもかかわらず、両者のあいだにほとんど差がみられない、という事実を指摘している。

次に、課税前の得所分配にたいする租税の影響を検討しよう。アメリカでは、1929年以後ひんぱんに所得税率の引上げがおこなわれ、1944—45年にはそのピークにたっした。その結果、たとえば純所得 100万ドル—夫婦、子供 1 人—の平均税率は1929年の約22%から1944—45年の約92%へと上昇した。また純所得10万ドルのところでは、約15%から70%へと高まっている。

こうした所得税率の大幅な上昇は, 高所得階層の財産所得の累積的

二九

⁽⁴¹⁾ R. A. Musgrave, "Estimating the Distribution of the Tax Burden", in Income Redistribution and the Statistical Foundations of Economic Policy, Income and Wealth: Series X. ed. by C. Clark and G. Struvel, 1964, pp. 190-95 参照。

⁽⁴²⁾ W. I. Gillespie, op. cit., pp. 132-37 参照。

⁽⁴³⁾ R. S. Tucker, "The Distribution of Government Burdens and Benefit," American Economic Review, May 1952, p. 521; J. H. Adler, "The Fiscal System, the Distribution of Income, and Public Welfare," in Fiscal Policies and the American Economy, ed. by K. E. Poole, 1951, p. 379.

⁽⁴⁴⁾ R. A. Musgrave and T. Thin, "Income Tax Progression, 1929-48", Journal of Political Economy, December 1948, p. 499, 第 1 図参照。

な増加を抑制する効果をもつ。前述したように高位の階層にあっては 財産所得が大きい割合を占めているのであるが、それの増加は主とし て貯蓄に依存している。ところが、所得税率が引き上げられると、貯 蓄能力および貯蓄意欲が減退するため、高所得層の貯蓄の増加率はそ れだけ低くなるであろう。その結果、かれらの所得、とりわけ財産所 得の増加が抑制されることは明白である。

なお Kuznets によれば、アメリカの総個人貯蓄に占める高所得層の貯蓄の割合はきわめて高く、その集中度は財産所得や資産の集中度を上まわっている。こうした貯蓄の高所得階層への高度な集中は、他の条件が同じであるならば、トップ・グループの資産を累積的に増大させ、ひいては所得分配の不平等の主因である財産所得の不均等分布を促進することになる。所得税率の累進度の強化はこの傾向を多少とも抑制する方向に作用するわけである。

Moore によれば、アメリカでは所得税率の上昇が原因となって、たとえば無税公債のような課税の対象とならない有価証券が高所得階層のてもとに集中する度合が高まってきているが、それらの証券の利回りは課税の対象となるふつうの証券の利回りよりも低いから、この傾向もまた高所得階層の課税前の財産所得一とくに利子所得一の増加を抑制することになる。所得税率がかなり高い高位の階層にとっては、利回りは低くても、課税の対象とされない証券のほうが有利となるのである。

また法人税率の引上げも、財産所得の高所得層への集中度を低下させた要因の一つとみなされている。Denison によれば、法人税率は1929年の13.6%から1948—52年の47.2%へと上昇し、一方税込み法人利潤にたいする配当の割合は56.6%から23.6%へと半分以下に下落して(47)いる。ところで、配当所得のうち高所得階層によって取得される部分

⁽⁴⁵⁾ S. Kuzents, op. cit., pp. 263-4.

⁽⁴⁶⁾ G. H. Moore, op. cit., p. 524 参照。

⁽⁴⁷⁾ E. F. Denison, op. cit., p. 268.

一二七

の割合はきわめて高いから、そうした配当率の低下一したがってまた 国民所得や個人所得にたいする配当の比率の低下一は課税前の個人所 得にたいする高所得層の相対的分け前を減じることになる。ただし、 国民所得の分配については、そのようなことにならないのが通例であ ろう。このばあいには法人税や留保利潤も分配されるべき所得として とり扱われるわけであるが、それらをふくむ法人企業の総利潤は法人 (48) 税率の引上げによってむしろ増大する可能性が多分にあるからである。 そして、それが減少する可能性はきわめて小さいであろう。

さらにまた、所得税の累進度の強化は、高所得階層の所得の過小評価という消極的な径路をつうじても、統計上の課税前の所得分配に影響をあたえる。Mooreによれば、アメリカでは実現されたキャピタル・ゲインの税率は高所得階層のふつうの所得にたいする税率よりも低く、また実現されないキャピタル・ゲインは無税とされているため、高所得階層はふつうの所得をキャピタル・ゲインとして申告する傾向があり、しかもこの脱税手段は所得税率の上昇につれてますますひろく利用されるようになってきた。ところで、前述したように Kuznetsや Goldsmith の economic income variant はキャピタル・ゲインを除外しているから、そのようにキャピタル・ゲインとして申告される所得の割合が増加するならば、高所得階層の相対的分け前の低下はじっさい以上に過大評価されることになる。

こういった脱税手段の具体例としては、会社の重役に株式を時価よりも安価に交付してキャピタル・ゲインを取得させるとか、重役の給与を旅費・交際費・実物の形で支給するとか、あるいはそれの支払を退職時まで延期するといったような手段があげられる。これらの脱税方法は、とくに第2次大戦中の高率累進課税のもとで発達したものである。なお、この過小評価という要因は、もしその度合が変化しない

⁽⁴⁸⁾ これは法人税が転稼されることを意味する。

⁽⁴⁹⁾ G. H. Moore, op. cit., pp. 542-43.

ならば、相対的分け前の動きないし変化の方向にたいしてこれといった影響をあたえるものではない。

8

これまでに述べてきたアメリカにおける階層別所得分布の実証分析にたいしては、かなり多くの問題点が指摘されている。Goldsmithによれば、まず、どの研究にも共通にあてはまる一般的な問題点として、次の四つをあげることができる。(1)ある一つの年の所得は所得不平等の満足すべき尺度でない。(2)階層別の生計費指数がないから、実質所得の分配の変化を正確に計測することはできない。(3)最低の所得階層にぞくする世帯の数と構成とにかんする利用可能な統計データはきわめて不満足なものである。(4)二つの時期におけるある特定の分位あるいはトップ5%の相対的分け前を比較するとき、われわれは同一の世帯のグループに生じたことを比べているのではない、というのはその分位を構成する世帯はその二つの時期のあいだにまったく入れ替わるかもしれないからである。

これら四つの問題点のそれぞれについて簡単な説明をくわえておこう。まず(1)については、「年金計画」(Pension plan)や前述した重役俸給の支払延期など、支払のタイミングの変化が一つの重要な考慮事項となる。所得が発生した年と、それが個々人に配分される年とが一致しなくなるからである。そうした支払の繰延べは、社会保障制度の発達や税金対策などを主な原因として増加の傾向にあり、統計的にとらえられる所得の分配関係に影響をあたえる一因とみなされている。支払の延期は一般に所得の分散という径路をつうじて統計上の所得格差を縮小する効果をもつわけである。

所得水準の高低によって消費内容は異なるのが通例であるから、階

⁽⁵⁰⁾ S. Goldsmith, op. cit., p. 511.

⁽⁵¹⁾ G. Garvy, op. cit., p. 244.

層別生計費指数というものが問題になるわけである。たとえば、もし高位の階層の生計費指数が中位・低位の階層のそれよりも大きい割合で上昇しているとすれば、貨幣所得でとらえられる平等化の傾向は実質的な不等平の減退を過小評価することになる。したがって、生計費指数の変化率が階層によって異なるならば、少なくとも実質所得の分配を問題にするかぎり、その差異を考慮しなければならないのは当然である。しかし、実際問題として、そういった階層別生計費指数をかなり以前にまでさかのぼって算定することはきわめて困難である。

各階層を構成する世帯は階層間を移動するから、(4)の問題が提起されるのは当然のことであるが、それはまた、個々の年の所得分布は「生涯所得」(lifetime income)の分布を反映するものではない、ということを意味する。たとえば、被用者の多くは、若いときには比較的低位の階層にぞくし、中年になると中位ないし高位の階層に上昇し、老年になって退職すると再び低位の階層に転落する、という径路をたどるであろう。このような階層間移動の原因としては、年齢のほかにも、結婚、離婚などによる1家族当り就業者の増減、1時的失業、自(53) 営業主や建築部門の労働者の変動所得など多くの要因があげられる。

Goldsmith はまた、従来の実証分析においてとりあげられている所 得の内容をめぐる問題として、次の五つをあげている。(1)種々なタイ

三

⁽⁵²⁾ この種の問題については, R. J. Lampman, op. cit., pp. 263-65 を参 照されたい。

⁽⁵³⁾ この種の問題については、T. Weiler、"The Distribution of Income in the United States, 1959," in *Readings in Political Economy*. ed. by W. D. Grampp and E. T. Weiler, 1961, pp. 179–82; J. Morgan, "The Anatomy of Income Distribution," *Review of Economics and Statistics*, August 1962, pp. 270–83 を参照されたい。

⁽⁵⁴⁾ S. Goldsmith, op. cit., pp. 511-16 参照。 なお, この種の問題をとり扱っている文献としては, G. Garvy, op. cit.; R. J. Lampman, op. cit., J. Morgan, "Review of Kuznet's Shares of Upper Income Groups in Income and Savings", Review of Economics and Statistics, May 1954, pp. 237-39; V. Perlo, The Income 'Revolution', 1954 などがあげられる。

プの「繰延べ報酬」(deferred compensation) および企業の経費に計上 されるかなりの額の「実物所得」(income in kind) が考慮の外におか れているが、それらのタイプの所得は第2次大戦後の期間において絶 対的にも相対的にも増加してきており、しかもその多くは低位・中位 よりも高位の階層に帰属するから、それらを除外することはトップ・ グループの相対的分け前の低下を過大評価する結果になる。(2)第2次 大戦後に採択された liberalized depreciation や depletion allowance な どの租税特別措置は戦後のトップ・グループの実質所得を過小評価す る方向に作用しており, また租税負担の軽減を目的として配当所得を 子供のあいだに分割する傾向が強まってきたことも、同じ方向に作用 している。しかし,利用可能な統計資料にもとづいてこの要因を十分 に考慮することはできない。(3)高位の階層にぞくする納税者の過小申 告の度合が高まってきており、これも高所得層の相対的分け前の低下 を過大に評価する一因となる。ただし、前述したように、 Goldsmith, Jaszi, Kaitz および Liebenberg の共同研究にあっては、この要因にも とづく過大評価のバイアスは修正されている。(4)従来の実証分析は一 般にキャピタル・ゲインを所得から除外しているが,財産所得その他 のふつうのタイプの所得をキャピタル・ゲインとして申告する傾向が とくに高所得階層において強まってきているため、キャピタル・ゲイ ンを除外することもまたトップ・グループの相対的分け前の低下を過 大に見せかける原因となる。(5)以上の四つは個人所得の分配にかんす る問題であるが,国民所得の階層別分布の動向は個人所得のそれとは 異なるのではないか, ということもこの方面の多くの研究者の関心事 となっている。

上に述べたことから明らかなように、これまでの階層別所得分布の 実証分析は高所得層の相対的分け前の低下を過大に見せかけるバイア

⁽⁵⁵⁾ この点については、前節を参照されたい。

⁽⁵⁶⁾ この問題については、第4節で述べた。

スをふくんでいる。そのため、Kuznets のいう平等化傾向にたいして 批判的ないし懐疑的な見解もかなり多く提示されている。なお、上に あげた過大評価要因については、トップ・グループの相対的分け前の 低下を過大に見せかける方向に作用するのは、たとえば過小申告それ 自体ではなく、その度合の趨勢的な上昇である、という点に留意すべ きである。前節でも述べたように、過小申告そのものは、もしその度 合が変化しないならば、相対的分け前の低下率に直接的な影響をあた えるものではない。他の要因についても同じことがいえる。

このようなわけで、高所得階層の相対的分け前の低下という意味での平等化傾向の主張を無条件で承認することはできないが、すくなくとも第2次大戦の前後の期間(1929—44年間)における個人所得の分配については、前述した過大評価要因を考慮してもなお平等化の傾向をみとめることができるようにおもわれる。Goldsmith の計数によれば、総世帯のトップ5%の分け前は、過大評価要因の一つである過小申告の問題を考慮したうえでなお1929年の30.0%から1944年の20.7%(58)へと9.3%も低下しているのである。

しかしながら、トップ・グループの相対的分け前が低下したからといって、最低の階層の分け前が相対的に増加するとはかぎらない。じっさい、Lampman によれば、最低五分位層一最低20%—の相対的分け前は1930—47年間においてほとんど変化していない。したがって、この期間における相対的所得格差の縮小は主として中位以上の階層において生じたとみてよい。また、総人口ないし総世帯のトップ1%、

⁽⁵⁷⁾ このような立場にたつ文献としては、G. Garvy、op. cit.; R. J. Lampman, op. cit., および "The Effectiveness of Some Institutions in Changing the Distribution of Income", American Economic Review, May 1957、pp. 519–28; V. Perlo、op. cit.; G. Kolko, Wealth and Power in America、1962 などがあげられる。

⁽⁵⁸⁾ S. Goldsmith, op. cit., p. 506, 第1表を参照。

⁽⁵⁹⁾ R. J. Lampman, "The Future of the Low Income Problem", in Readings in Economic Policy, op. cit., p. 197 参照。

5%といっても、その中にはかなり多数の所得取得単位がふくまれるから、その階層全体としての相対的分け前が低下する一方、ごく小数の億万長者の相対的分け前はむしろ増大する、ということも十分にありうる。なお、人種差別、身体障害、教育の不足、家庭崩壊など、主としてノン・エコノミックな原因に起因する貧困が今日なお根強く残存していることはよく知られているとおりである。

9

これまで大不況から第2次大戦にかけての期間を中心とする1950年 以前の階層別所得分布の動向をみてきた。この節ではそれらの今後の 動向について考えてみたいとおもう。そのためには、従来の実証分析 に登場している平等化要因の今後の動きを検討すればよいであろう。 われわれはそれを機能的分配、産業・就業構造、および財政収支の三 種類に大別したが、ここでもこの区別にしたがって検討をおこなう。

機能的分配にかんしてまず問題になるのは、分配率の動きである。分配率は生産の技術的条件、有効需要の内部構成、産業構造など、多くの要因に依存しているから、それの長期的動向をアプリオリーに予断することはできない。しかし、過去の歴史的事実にもとづいて将来の動きを推測することは可能である。Kravisによれば、国民所得に占める財産所得(法人利潤+利子+賃貸料)の割合は、1900—09年の21.4%から1949—57年の18.9%へと長期的にはいくぶん低下しているとはいえ、1930—39年以降では、18%台の水準で横ばいの状態を示している。また、Burkheadによれば、財産所得の分配率は1920年代から第2次大戦の時期にかけて低下の傾向を示し、戦後は上昇して1930年代

⁽⁶⁰⁾ これらのアメリカにおける貧困の原因については, E. T. Weiler, op. cit., pp. 186-87 参照。

⁽⁶¹⁾ I. B. Kravis, op. cit., p. 919. なお, 第 5 節で述べたように, 個人所得に対する財産所得の比率はより大きい割合で低下する傾向がある。

の水準に近いところまで回復している。こうした過去の事実に照して みると, 財産所得の分配率が階層別所得分布にかなりの影響をあたえ るほど低下する可能性は小さいようにおもわれる。

ただし、財産所得の内部構成はたとえば税制の影響をうけてかなり 変化するかもしれない。法人税率の引上げによって配当率が低下した ことはすでに指摘したとおりである。そのように財産所得のうち個人 に配分される部分の割合が低下するならば、すくなくとも個人所得の 分配にかんするかぎり、それはトップ・グループの相対的分け前を低 下させる方向に作用する。しかし、法人税率が近時の水準を大幅に上 まわって上昇する可能性は小さいであろう。。

不平等の主因である財産所得の階層別分布についてはどのようなこ とがいえるであろうか。その動向を規定する基本的な要因は財産の階 層別分布である。前述したように、トップ・グループが所有する財産 の割合は、1922-50年間において低下している。この動きをもう少し こまかくみると, 総人口のトップ 0.5 % および大人のトップ 1 % が所 有する財産の割合は、いずれも、1922年から1929年にかけて上昇し、 1930年代には入ると1929年以前のレベル以下に低下し、第2次大戦か ら1949年にかけてさらに低下し、その後1949年から1956年にかけて上 昇している。そして、1933年と1956年のレベルはほぼ等しくなってい る。このように、トップ・グループの財産の割合は、この期間全体に ついてみるとたしかに低下しているが、1930年代以降においては趨勢 的な低下傾向を必ずしも示していない。のみならず、広い意味での財

⁽⁶²⁾ J. Burkhead, "Changes in the Functional Distribution of Income", Journal of the American Statistical Association, June 1953, pp. 192-219 参照。 数値をひろってみると、1929年25.2%、1930年20.2%、1935年17.9%、1940 年19.3%, 1945年12.2%, 1950年17.7%となっている。なお, Kravisの数値 は10年間の平均値であるから、両者の動きは必ずしも一致しない。

⁽⁶³⁾ R. J. Lampman, The Share of Top Wealth-Holders in National Wealth, National Bureau of Economic Research, 1962, pp. 24-5 参照。

産のうち財産所得ととくに密接に関連している株式の集中度は,第5 節で述べたように,むしろ高まってきている。このようにみてくると, われわれは財産所得の階層別分布の均等化に多くを期待することはで きない。

ところで、従来の実証分析において失業の減少が平等化の重要な説明要因となるのは、1930年代の大不況のもとでの大量失業の状態から第2次大戦による労働力不足の状態への移行という歴史的な特殊事情によるところが大きい。これにたいして、財政・金融政策によって雇用が比較的安定している戦後のアメリカにおいては、失業の減少が有力な平等化要因として作用する余地は小さい。ただし、比較的高い雇用水準が長期間にわたって持続するならば、これは被用者報酬の格差をどちらかといえば縮小させる方向に作用するであろう。

農業部門のウエートの動向については、それが低下する余地はさほど大きくないとみてよいであろう。農業部門の就業者の割合はすでにかなり低い水準にまで低下しているからである。たとえば Kravis によれば、その割合は1870年の50%強から、世紀の変りめの40%をへて、(65) 1950年代の10%以下へと低下している。農業生産性の上昇や消費構造の変化によってなお低下する可能性は多分にあるが、その余地はさほ

⁽⁶⁴⁾ たとえば, E. Smolesky, "An Interrelationship Among Income Distribution", Review of Economics and Statistics, May 1963, pp. 197–206 を 参照されたい。

⁽⁶⁵⁾ I. B. Kravis, op. cit., p. 921.

ど大きくないと考えられる。また、かりにある程度低下するとしても、 農業とその他の産業とのあいだの相対的所得格差はすでにかなり縮小 (66) しているから、その平等化効果は強くない。

このほか、平等化要因の一つとみなされている政府部門のウェート上昇についてみても、それが現在のレベルをかなり上まわる程度に高まる可能性は大きくない。すくなくとも1929—48年間にみられるような高い割合で上昇することはおそらくないであろう。最近のアメリカ政府は、むしろ政府部門の合理化に力をいれているのである。

最後に、財政収支の分配効果の今後について考えてみよう。まず歳出面についてみると、この方面におけるもっとも重要な平等化要因は各種の社会保障給付を中心とする移転支払である。これの個人所得に占める割合が顕著に高まったことは、すでに第7節で述べたとおりである。問題は、この傾向が今後も持続するかどうかということである。イギリスに比べるとアメリカの社会保障制度はかなり立ち遅れているから、それが今後いっそう発達することは当然予想されるところである。しかし、社会保障制度が充実したからといって、移転支払の個人所得ないし国民所得にたいする比率が上昇するとはかぎらない。それと同時に国民所得の水準も上昇するのが通例だからである。のみならず1人当り平均所得および社会保障給付のレベルが高まるにつれて、移転支払のウエートを高める方向に作用する誘因はむしろ弱くなるかもしれない。生活水準が一般的に上昇するにつれて、絶対的な意味での貧困がしだいに消滅してゆけば、個々人間の絶対的な所得格差は社

⁽⁶⁶⁾ この点については,第6節を参照されたい。

⁽⁶⁷⁾ H. Lydall and J. B. Lansing, "A Comparison of the Distribution of Personal Income and Wealth in the United States and Great Britain", American Economic Review, March 1959, pp. 43–67 参照。Lyndall-Lansing によれば、イギリスとアメリカの税込み個人所得の階層別分布は非常に類似しているが、ただ低所得階層のウエートはアメリカのほうが高く、その原因の一つとして社会保障制度の立ち遅れがあげられる。

会的にさほど重要でなくなるからである。Buchanan は、このような見地から財政の再分配機能の重要性は資源配分機能に比べてしだいに (68) 低下するであろう、と予断している。

歳入面でこれまでとくに重視されてきた平等化要因はむろん連邦所得税である。1929年から1944—45年にかけての累進度の強化が課税後の所得分配のみならず課税前の所得分配をも平等化する方向に作用したことは、すでに述べたとおりである。しかし、第2次大戦に対応する1944—45年をピークとして、それ以降は、1948年の減税やいわゆるケネデイ減税などによって累進度はかなり低下してきている。今後ふたたび大戦中のピーク・レベルに回復する可能性はすくなくとも平時においては小さい、と推測される。またかりに上昇するとしても、今日では第2次大戦中の高率累進課税のもとで発達した各種の脱税手段が存在するから、それの実質的な再分配効果はさほど大きくないであろう。

以上の検討から明らかなように、すくなくとも従来の実証分析に登場している平等化要因にかんするかぎり、高所得階層の相対的分け前を今後も低下させる方向に作用する有力な要因は見当らない。その意味において、アメリカにおける相対的所得格差の今後の縮小に多くを期待することはできない、と推測される。